

「5・3 憲法集会 in いわて」メッセージ

「5・3 憲法集会 in いわて」の御盛会をお祝い申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、中東情勢は一層緊迫の度を深めています。イスラエルとハマスの衝突にとどまらず、イランへの攻撃やホルムズ海峡封鎖への懸念など、国際社会の安定を根底から揺るがしかねない事態が相次いでおります。国際協調の在り方が、いま改めて厳しく問われています。

このような時代だからこそ、私たちは個人の尊厳、生命、自由、幸福追求といった基本的人権の原点に立ち返り、日本国憲法が掲げる平和主義の意義について、深く考える必要があります。将来に向けて何を守り、何をどのように発展させていくのかを、幅広い国民的議論の中で見いだしていくことが重要です。

本日の集会が、憲法の理念を改めて学び、その価値を共有するとともに、平和で持続可能な社会の実現に向けた決意を新たにする、実り多い機会となりますことを心より期待いたします。

2026年5月3日

岩手県知事

遠増拓也

お祝いのメッセージ

「5・3憲法集会 in いわて」の御盛會を祝し、心よりお慶び申し上げます。

無事に本會を開催できますことを改めてお祝い申し上げますとともに、開催にあたり準備に御尽力された本會関係者の皆様に感謝申し上げます。

本會では、宮沢賢治と憲法についての講演があるとのことですが、宮沢賢治が願った幸福とは、特別なものではなく、日々の営みの中に見出されるものであり、その根底には個人の尊嚴の尊重と共生の理念があるものと考えられております。

一方、今般の国際情勢は混迷を極めており、平和と安全、日々の幸福が脅かされる出来事が頻発する今こそ、本會を開催することは、平和・いのち・くらし・人権を守り、一人ひとりの権利が損なわれることの無い世界を実現していくために意義のあるものと存じます。

本町におきましても、国民主權、基本的人權の尊重、平和主義を原則とする日本国憲法を暮らしに生かし、町民誰もが権利を損なわれること無く、健康で安心して暮らすことができるまちづくりを引き続き進めてまいりますので、今後とも御指導・御鞭撻を賜りたいと存じます。

本會が開催目的を達成され、盛會のうちに終了できますことを心からお祈り申し上げ、お祝いのメッセージとさせていただきます。

令和8年5月3日

矢巾町長 高橋昌造

【5・3憲法集会 in いわてへのメッセージ】

本日ここに、5・3憲法集会 in いわてが開催されますことを心からお祝い申し上げますとともに、民主主義、基本的人権の尊重、恒久平和の実現に向け、日頃から献身的に取り組みを進め、戦後80年を迎える節目の年に、積極的な活動を進めている皆様方に対し心から敬意を表します。

さて、世界では武力紛争が絶えず、尊い命が犠牲になり、多くの人々が傷ついています。核兵器の廃絶と平和希求の精神がより一層重要視されているところでもあります。

ここ平泉は、かつて奥州藤原氏の初代藤原清衡公が、「生きとし生けるものすべてが平等で、争いのない平和な理想郷」を築こうとした歴史を持つ地です。この奥州藤原氏の平和希求の精神は、まさしく憲法が謳う内容であり、私たちが継承し、実現していかなければならないものであります。

本日この集会を契機に、日本国憲法の3原則が政治に生かされることを願う皆様の思いが結集し、より平和で民主的な世界に一步でも近づけることができるよう祈念するとともに、この集会の成功と皆様方のご活躍をご期待申し上げメッセージといたします。

令和8年5月3日

平泉町長 青木 幸保

「5・3 憲法集会 in いわて」へのメッセージ

「5・3 憲法集会 in いわて」にご参加の皆さんに心からの連帯のメッセージを送ります。

抜き打ち的解散・総選挙で多数の議席を得た高市首相は、4月12日の自民党大会で、「時は来た」とし、来年の党大会までに改憲発議のめどを立てたいと野望を語りました。しかし、憲法とは、国家権力を縛り、主権者国民の基本的人権と自由を規定した最高法規です。

世論調査を見ても、国民が改憲を求めているわけではありません。縛られる側の首相が改憲をけしかけること自体、立憲主義の否定であり、許されません。

4月21日、高市政権は、戦闘機や戦車など殺傷武器輸出の全面解禁を国会にも諮らず閣議決定しました。これまでの平和国家としての原則を投げ捨てる暴挙です。

いま日本の役割は、9条を持つ国として平和外交に徹してイラン戦争を終わらせるよう働きかけるとともに、アジアの平和構築の先頭に立つことです。大軍拡をやめ、国の予算は暮らし、福祉、教育に回す政治こそ憲法が求めるものです。

憲法改悪をめぐって重大な局面を迎えています。一方で、「戦争反対。平和憲法はうちらが守る」などの声を上げ、若者や女性が自主的に行動に立ち上がっています。国会前で、全国各地で多彩な集会やデモ、スタンディングの行動が広がっています。「憲法9条を守れの国民多数派の形成」へ、国民的な対話と署名運動を広げていきましょう。

「5・3 憲法集会 in いわて」が憲法を守る県民運動発展の跳躍台となるよう心から期待します。

日本共産党は、皆さんと力を合わせて頑張ります。

2026年5月3日

日本共産党岩手県委員会

委員長 菅原則勝

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

「5. 3 憲法集会 in いわて」が盛大かつ熱心で開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

今日の日本において、自民党や維新が進めようとする憲法改定の動きが続いています。とりわけ、平和主義や基本的人権の在り方に関わる議論は、私たち一人ひとりの暮らしと直結する重大な問題です。憲法の理念を後退させるのではなく、その価値をいかに発展させていくのかが問われています。

ウクライナで続く戦火や、中東における緊張や衝突、アメリカ・イスラエルによるイラクへの、武力による解決は深い傷と分断を残します。平和主義をうたう憲法の精神は、こうした現実直面する今日において、より一層重みを増しています。対立ではなく対話を、排除ではなく共生を選ぶ社会を築くために、私たち一人ひとりの意志と連帯が不可欠です。

私たち立憲民主党は、立憲主義に基づく民主政治をめざし、憲法が掲げる「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三原則を堅持します。憲法をないがしろにする政権と政党が憲法改正、特に憲法九条の改訂を議論することは不合理であり、且つ不適當で断じて容認できません。

私たちは、皆様と共に、正しい憲法の運用に向け力を尽くしてまいります。この集会が、憲法の意義を再確認し、地域から声を上げる大切な機会となることを願っています。そして、岩手から全国へ、平和と民主主義を守る力強いメッセージが広がっていくことを心から期待するものであります。結びに皆様から更なるご支援を賜わりますようお願い申し上げますと共に、ご参集の皆様のご健勝とご活躍を祈念し、激励のメッセージとさせていただきます。

2026年5月3日

立憲民主党岩手県総支部連合会
代表 佐々木順一

国民の命と生活を守るために憲法があります。
立憲民主党は立憲主義に基づき、「国民主権」
「平和主義」「基本的人権の尊重」を掲げる日本
国憲法の理念を尊重しています。

国会での憲法論議においても、立憲主義や民
主的統制の確立、権力の肥大化の抑止、人権規
定の整備など、真に国民が必要とする憲法課題
について論じております。

また、デジタル化への対応、共生社会の確立
など、時代に即した課題についても積極的に議
論してまいります。

立憲民主党は、現在の日本国憲法を、国民の
自由と民主主義を守る砦として、今後も守り育
てるとともに、「幸福追求権」にあらわされてい
る、『全ての国民が夢や希望を持ち、幸せに暮ら
す喜びを感じられる社会』の実現に取り組んで
参ります。

2026年5月3日

参議院議員 横沢たかのり

憲法集会に参加された皆さんに、心から連帯のメッセージを送ります。

古いすげ笠 チョンホイナ さらりと捨てて
平和日本の 花の笠
とんできたきた うぐいすひばり
鳴けば希望の 虹がでる ソル
 チョンホイナ チョンホイナ
うれしじゃないか ないか
 チョンホイナ

『憲法音頭』の2番の歌詞です。憲法発布早々に組織された【憲法普及会】によって制定されたこの音頭は、作詞がサトウ・ハチローで作曲が中山晋平の両巨頭により作られました。言うまでもなく[古いすげ笠]とは明治憲法であり、[花の笠]こそ新憲法を指すのですが、当初の目論見に反して国民的盆踊り唄としては普及せず、その存在すら知られずに闇に消えました。憲法普及会が半官半民組織で、そのおさなりの始末ではありますが、この時期すでにアメリカの占領政策や世界戦略の変更が始まっていたことを考えれば、普及会が1946年11月から翌年暮れで解散されてしまった経緯とも合わせ、納得です。

北上のサトウ・ハチロー記念館(休館中)館長(四郎さん)は、「ハチローは、敗戦を終戦、軍隊を自衛隊などと言いくるめる根性が嫌いだと言っていた。でも新憲法への想いは伝わる詩作ではないか」と語っていました。

高市内閣の本丸施策である「憲法改正」は何としても阻止しなくてはなりません。そのためには、憲法を本気で私たちが 理解し 広め 共同 するしかありません。

憲法普及会は、講演会や冊子づくり、いろはかるたの作成、流行歌の替え歌募集なども手掛けています。私たちにそこまでの気概と工夫や実践ができるか、そこが問われています。ハチローの師匠西城八十が憲法音頭の二年後に発表した「青い山脈」は、中山晋平とのコンビと歌詞の背景において「音頭」の流れをくむものだ、との指摘もあり、この曲が今も世帯に定着している事実を考えれば、先人の思いの一端に私たちも学ぶべきでしょう。

ともあれ、憲法を守る、9条を守る戦いは、政治スローガンにとどめるべきではなく、国民的運動としてその拡がりを作っていかななくてはなりません。

皆さんと共に、皆さんの思いやアイデアや工夫、発想にも期待し、全力で取り組むことをお約束いたします。共に頑張りましょう。

社会民主党岩手県連合 代表代行 久保孝喜

メッセージ

本日「五・三憲法集会いいわて」に

ご参加される皆様が

社会の未来を真剣に考え

対話を重ねる姿勢に深い敬意を表します

日本国憲法が掲げる平和主義、基本的人権の尊重、国民主権は、社会の基盤として守り続けるべき大切な理念です。憲法をめぐる議論が続く今、市民が声を上げ、社会の方向性を主体的に考える場として、本日の集会は大きな意義を持っています。

また、環境、平和、消費者、協同組合など、暮らしに根ざした活動を続けてこられた皆さまの取り組みに深く感謝申し上げます。

私も国政の場で、憲法の理念を大切にしながら、平和と人権を尊重する政治の実現に努めてまいります。

本日の集会が、多様な意見を尊重しながら、岩手から未来へとつながる力強い発信となることを願っています。

令和八年五月三日



参議院議員 本戸口 英司